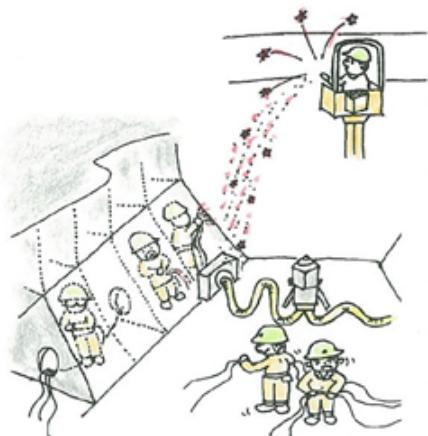


⑤爆発火災

上部火気作業中の火の粉が下部の塗装作業で滯留していた可燃性ガスに引火、爆発

発生状況



バラストタンク内で塗装作業中、上部で行っていたガス溶断の火の粉が、下部の故障中の換気ファン吸気口を通じてタンク内に入り込み、滯留していた可燃性ガスに引火し爆発した

原因

- ✓ 換気ファンが停止していたため、バラストタンク内に可燃性ガスが滞留していた
- ✓ 上下で同時に作業を行ったため、上の火の粉が故障中の換気ファンを通して塗装作業場に入った
- ✓ 作業間における連絡調整がなかった。作業主任者の職務が遂行されていなかった



防止対策

- ✓ 換気対策を確実に行う
- ✓ 作業主任者が換気状態等の周辺チェックを行い、適切な作業指示をする
- ✓ 塗装、火気作業における混在(周辺・上下)作業の禁止



POINT!

混在作業(周辺・上下)における連絡調整の徹底！

DATA
発生年月日
2008.11.25

発生場所

艤装船バラストタンク内

作業名・作業内容

塗装作業

死傷病名

熱傷

職種

塗装職

社／協

協力員

年齢

31才

経験年数

1ヶ月

特定元方事業者が行わなければならない事項

元請及び多数の協力会社の作業員が、ひとつの場所で混在して作業を行うことによって発生する災害を防止するために特定元方事業者が行うこと。

- 協議組織の設置と運営(統括安全衛生責任者が召集する。)
特定元方事業者とすべての協力会社が参加する協議組織を設置し定期に運営する。
- 作業間の連絡・調整
毎日の作業打合せ・安全指示等を工程と合わせて連絡調整を行う。
- 作業場所の巡視
指示事項の確認や法令違反の是正指示のため、毎作業日に1回以上の巡視を行う。

